

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025 年 3 月 No.142

米国における実質的所有者情報の報告義務の改正に関する暫定最終規則の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大橋 史明

報告ルール改正の背景

当事務所の 2021 年 4 月 1 日及び 2023 年 9 月 8 日付ニュースレター¹にてお知らせした通り、米国では、2021 年国防権限法（the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021）の下、マネーロンダリング等の防止を目的として企業透明化法（Corporate Transparency Act、以下「CTA」といいます。）が制定され、米国財務省管轄の金融犯罪捜査網（the Financial Crimes Enforcement Network、以下「FinCEN」といいます。）に対して、一定の報告会社（Reporting Company）がその実質的所有者（Beneficial Owner）の報告を義務付けられることになっていました。

しかし、その後米国各地で CTA の有効性が争われ、2024 年 12 月 3 日付で米国テキサス州東部地区連邦裁判所が全米を対象とする仮差止命令（preliminary injunction）を発令して本報告義務の施行を差し止めたり、その仮差止命令が争われて本報告義務の施行が復活したりと、本報告義務に関して不透明な状況が続いていました。このような状況で、2025 年 2 月 18 日、本報告義務の施行が再び復活したことをきっかけに、FinCEN は新たな報告期限を同年 3 月 21 日に設定するとともに、同年 2 月 27 日、今後 FinCEN が行う報告ルールの見直しによって新たに設けられる報告期限までの間、同報告期限を徒過しても罰則や制裁措置を適用しないと予告していました²。この報告ルールの見直しの背景には、同年 1 月 20 日にトランプ政権が発足し、同年 1 月 31 日付の大統領令³において、米国の経済的繁栄と国家安全保障を確保し、米国市民の生活の質を向上させることを目的として、連邦規制を遵守するための民間企業の支出を削減する規制緩和の方針を示していたことも関係しています。

上記のような背景のもと、2025 年 3 月 21 日、FinCEN は予告通り実質的所有者の報告ルールの暫定最終規則（interim final rule、以下「本暫定最終規則」といいます。）を公表しました⁴。本暫定最終規則は、上記の通りトランプ政権の米国第一主義の影響を色濃く受けて、これまでの報告ルールの内容を大きく変更するものであり、報告に向けて準備を進めていた企業に重要な影響を与えることが想定されますので、本ニュースレターにて本暫定最終規則の概要をご紹介します。

¹ 当事務所発行の米国最新法律情報 No.55「米国子会社の実質的所有者情報の報告義務」（2021 年 4 月）及び米国最新法律情報 No.99「米国子会社の実質的所有者情報の報告義務（アップデート版）」（2023 年 9 月）

² <https://fincen.gov/news/news-releases/fincen-not-issuing-fines-or-penalties-connection-beneficial-ownership>

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-06/pdf/2025-02345.pdf>

⁴ <https://www.fincen.gov/news/news-releases/fincen-removes-beneficial-ownership-reporting-requirements-us-companies-and-us>（連邦官報掲載版は <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-03-26/pdf/2025-05199.pdf>）

改正後の実質的所有者の報告義務の概要

1. 報告会社を外国会社に限定する変更

本暫定最終規則公表前の CTA では、大規模な事業体や上場会社、金融機関等の一定の例外を設けつつ、米国法に基づき設立された事業体及び米国外の法律に基づき設立され、米国のある州において事業登録（register to do business）をしている事業体を広く報告会社として定義していました。本暫定最終規則では、報告会社の定義が後者、すなわち米国外の法律に基づき設立され、米国のある州において事業登録を行った事業体に限定されました。米国法に基づき設立された事業体に関しては、親会社が外国会社であっても報告会社と捉える旨の規定は特にないことから、これにより日本企業の米国子会社は報告会社の定義から外れる一方、日本企業自体が米国のある州において事業登録を行っている場合には、いずれかの例外要件を満たさない限り、引き続き報告会社に該当することになります。

2. 米国人を実質的所有者から除外する変更

本暫定最終規則は、米国人（United States persons）が実質的所有者に該当する場合、当該米国人の情報は報告する必要がないとしています。また同様に、米国人は、当該米国人が実質的所有者である報告会社について報告する義務を免除されています。したがって、本暫定最終規則により、報告会社に該当する外国会社であっても、実質的所有者が米国人のみの場合は報告自体行う必要がないということになります。また、実質的所有者が米国人と米国人以外である場合には、米国人以外のみを実質的所有者として報告すれば足りることになります。

3. 新たな報告期限の設定

本暫定最終規則によって新たに設けられた初回の報告期限は、以下の通りです。

- 本暫定最終規則の連邦官報（Federal Register）掲載日である 2025 年 3 月 26 日より前に米国で事業登録を行った外国企業：同日から 30 日以内（すなわち、同年 4 月 25 日まで）
- 本暫定最終規則の連邦官報掲載日である 2025 年 3 月 26 日以降に米国で事業登録を行う外国企業：事業登録の完了通知日又は州務長官又は類似の当局が事業登録を公表した日のいずれか早い方から 30 日以内

日本企業としての今後の対応

本暫定最終規則は、連邦官報への掲載により直ちに効力を生じるものとされていますが、本暫定最終規則により変更された米国国内会社の報告義務を免除する部分等については、その公表から 60 日間パブリックコメントを受け付け、2025 年中に最終化される予定となっています。したがって、最終規則において一定の変更が加えられる可能性はまだ残されているものの、米国国内会社に関しては、本暫定最終規則により直ちに報告義務を免れることとなります。特に、本暫定最終規則では、日本企業の米国子会社であっても、米国法に基づき設立された事業体であれば報告会社に該当しないこととなりますので、この変更は米国法人を通じて米国事業を展開している日本企業にとって歓迎されるものになっています。

他方、日本企業自身が米国において事業登録を行っている場合や今後行う場合には、引き続き CTA に基づく実質的所有者の報告義務を負うこととなりますので、報告期限までに報告を行う必要があります。

また、冒頭にも記載の通り、CTA を巡っては複数の訴訟が提起されており、まだその最終結果が出ていません。今後の訴訟の結果次第では、実質的所有者の報告義務に更なる影響や変更がある可能性もありますので、引き続き動向を注視する必要があります。

2025 年 3 月 31 日

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。IBA Diversity and Equality Law Committee の Senior Vice Chair (2024 年)。

**大橋 史明** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

fumiaki_ohashi@noandt.com

2014 年早稲田大学法学部卒業。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)。2022 年～2023 年株式会社三井住友銀行ニューヨーク支店勤務。2023 年ニューヨーク州弁護士登録。2023 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。日米における不動産関連取引 (ジョイント・ベンチャーを利用した米国不動産への投資、米国不動産の取得・売却・賃貸借、不動産ファイナンス、不動産証券化等)、バンキング取引、金融取引規制を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。